

平成 2 9 年 3 月  
定 例 教 育 委 員 会 会 議

会 議 録

平成 2 9 年 3 月 2 9 日 開 催

# 会 議 録

|          |  |  |  |
|----------|--|--|--|
| 開催日時     | 平成29年3月29日（水）  | 午後3時   | 開会   |
|          |  | 午後4時50分  | 閉会   |
| 場 所      | 旭川市教育委員会 会議室   |  |  |
| 出席者      | 教育長及び委員  | 教育長 赤岡 昌弘、 <small>教育長職務代理者</small> 滝山 義之、委員 杉山 信治<br>委員 近藤 美保、委員 本田 哲嗣 |  |
|          | 事務局  | 説明員  | 学校教育部長 田澤 清一      社会教育部長 高橋 いづみ<br>学校教育部次長 田上 和敏      社会教育部次長 大鷹 明<br>学校教育部次長 大河原 祐子      文化振興課長 樽井 里美<br>学校教育部次長 片岡 晃恵<br>学校教育部次長 山川 俊巳<br>学校教育部次長 林上 敦裕<br>教育政策課課長補佐 櫛部 治彦 |
|          |  | 事務局員   | 教育政策課課長補佐 佐々木 康成<br>学務課課長補佐 水野 泰子<br>教育政策課 鎌田 和宏<br>同 阿部 由里夏   |
|          | 傍聴者  | 0人   |  |
| 公開・非公開の別 | 一部非公開  |  |  |
| 会議次第     | 1 開会<br>2 会議録署名委員<br>3 前回会議録<br>4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・議案第2号 旭川市教育支援懇談会規則の制定について</li> <li>・議案第3号 旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・議案第4号 旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について</li> <li>・議案第5号 旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について</li> <li>・議案第6号 旭川市教科書選定委員会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について</li> <li>・議案第7号 旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に伴う勤務発令の特例に関する規程の制定について</li> <li>・報告第1号 旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について</li> <li>・報告第2号 旭川市立学校職員の訓戒措置（臨時代理）について</li> <li>・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について</li> <li>・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について</li> </ul> 5 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成29年度教育予算について</li> </ul> |  |  |

- (2) 平成28年度小中連携・一貫教育の推進に関するワーキンググループ報告書について
- (3) 旭川市立学校職員の懲戒処分について
- (4) 平成28年度第2回教育奨励賞の決定について
- (5) 平成29年度旭川市確かな学力育成プランについて
- (6) 学校給食用食器検討懇話会報告書の受領について
- (7) 第1回井上靖記念文化賞の受賞者について
- (8) 旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 東旭川学校給食共同調理所設計及び厨房設備選定業務委託の基本設計等について

6 その他

7 閉会

| 審 議 内 容   |  |
|-----------|--|
| 発 言 者     | 発 言 要 旨  |
| 教 育 長     | <p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成29年3月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>  |
| 教 育 長     | <p>本日の会議録署名委員は、滝山委員、近藤委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>   |
| 教 育 長     | <p>会議録ですが、平成28年12月定例教育委員会会議（平成28年12月21日開催）、平成29年1月第1回臨時教育委員会会議（平成29年1月9日開催）、平成29年1月第2回臨時教育委員会会議（平成29年1月16日開催）、平成29年1月定例教育委員会会議（平成29年1月24日開催）及び平成29年2月定例教育委員会会議（平成29年2月9日開催）の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について御意見はありますか。</p>   |
| 各 教 育 員 長 | <p>ありません。</p> <p>御意見がありませんので、平成28年12月定例教育委員会会議、平成29年1月第1回臨時教育委員会会議、平成29年1月第2回臨時教育委員会会議、平成29年1月定例教育委員会会議及び平成29年2月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>   |
| 各 教 育 員 長 | <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成28年12月定例教育委員会会議、平成29年1月第1回臨時教育委員会会議、平成29年1月第2回臨時教育委員会会議、平成29年1月定例教育委員会会議及び平成29年2月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p>  |
| 教 育 長     | <p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市立学校職員の訓戒措置（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（3）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」及び報告事項（9）「東旭川学校給食共同調理所設計及び厨房設備選定業務委託の基本設計等について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p> |
| 各 教 育 員 長 | <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市立学校職員の訓戒措置（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（3）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」及び報告事項（9）「東旭川学校給食共同調理所設計及び厨房設備選定業務委託の基本設計等について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>   |

|  |   |
|--|---|
| 片岡学校教育部次長  | <p>議案第1号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p> <p>議案第1号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、説明します。</p> <p>本案は、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を学校現場と教育委員会事務局が一体的に推進することが求められる中で、特に業務量の多い事務事業等を推し進めるに当たり、限られた人員で事務の平準化を図り円滑かつ機動的に対応するための組織改編を目的として、関係規定を整備するために、規則を制定しようとするものでございます。</p> <p>組織改編に関する主な内容といたしまして、1つ目は、学務課内の学務係と就学助成係の係制を廃止し、学務課を教職員担当課長が担当する事務を含め統合したスタッフ制の課としたこと、2つ目は、学校保健課内の保健係と給食係の係制を廃止し、学校保健課をスタッフ制の課としたことなどでございます。また、これにより、各関係職員の担当事務の平準化も進められるものと考えております。なお、具体的な組織体制につきましては、議案書7ページの組織図のとおりです。</p> |
| <p>教 育 長</p> <p>滝 山 委 員</p>  | <p>議案第1号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>「教育指導課」を「教育指導課、学校保健課」に改める。」とはどういうことですか。</p>   |
| 学校教育部長   | <p>第4条第7項に学校保健課を規定するという趣旨の改め文であり、規則等を改正する際の手法です。市議会へ提出する議案や国の法文も同じような改正手法を使っています。</p> <p>スタッフ制の課には、係長という役職を置かないので、第4条第7項において、課に主査や主任その他必要な職員を置くことがあると定めています。今回の組織改編により、学校保健課もスタッフ制になりますので、その旨、規定するものです。</p>   |
| <p>杉 山 委 員</p> <p>学校教育部長</p> <p>杉 山 委 員</p> <p>学校教育部長</p> <p>杉 山 委 員</p> | <p>スタッフ制という言葉は一般的にはなじみのない言葉だと思います。旭川市においては、係を置かない組織をスタッフ制と呼んでいます。課長の下には、主査はいるけれども係長はいないということですね。</p> <p>はい。そうです。場合によってはグループ制という表現をします。</p> <p>今までは、課の中で係ごとに縦割りになっていたけれども、スタッフ制にすることによって、横の連携を利かして仕事を負担し合うということですね。</p>  |
| 学校教育部長   | <p>はい。1人の人間が二つの業務を繁閑に応じて進める場合もあります。職員が減ってきておりますので、職員の運用を効率的に進めるという趣旨もあります。</p>  |
| <p>教 育 長</p> <p>各 委 員</p> <p>教 育 長</p>                                   | <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、議案第1号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>  |
| 各 委 員<br>教 育 長   | <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。</p>  |
| 田上学校教育部次長  | <p>次に、議案第2号「旭川市教育支援懇談会規則の制定について」、説明願います。</p> <p>議案第2号「旭川市教育支援懇談会規則の制定について」、説明します。</p> <p>旭川市教育支援懇談会は、これまで、主に特別な支援を必要とする児童生徒の就学先の決定に当たり、教育相談等を実施し、専門的な意見を取りまとめ、その結果を教育長に報告する役割を担ってきた旭川市特別支援教育推進委員会及び旭川市不登校児治療教育推進委員会を廃止し、新たに設</p>  |

|           |  |  |
|-----------|--|--|
|           |  | <p>置する組織であります。</p> <p>組織の改正に当たっては、昨年10月に制定された附属機関の設置、運営に関する指針を踏まえるとともに、旭川市特別支援教育推進委員会から事務を委任していた旭川市不登校児治療教育推進委員会を統合し、これまで旭川市特別支援教育推進委員会の相談部に所属していた小・中学校等の特別支援教育担当教員を組織の外から教育相談を担ってもらう仕組みに改めるもので、これまで、複雑化し実態と乖離していた組織を分かりやすく整理するものであります。</p>  |
| 教 育 長     |  | <p>議案第2号「旭川市教育支援懇談会規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>  |
| 各 委 員     |  | <p>ありません。</p>  |
| 教 育 長     |  | <p>それでは、議案第2号「旭川市教育支援懇談会規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>   |
| 各 委 員     |  | <p>異議ありません。</p>  |
| 教 育 長     |  | <p>「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市教育支援懇談会規則の制定について」は、原案どおり決定します。</p>  |
|           |  | <p>次に、議案第3号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」ですが、議案第4号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」と関連する内容ですので、一括で説明願います。</p>   |
| 林上学校教育部次長 |  | <p>議案第3号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第4号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明します。</p>   |
|           |  | <p>はじめに、議案第3号ですが、議案書の10ページからです。</p> <p>教職員の人事異動について、現行の規則では、辞令を受けたときは、7日以内に赴任しなければならないとされていますが、従前から、赴任する学校で辞令を受けることが通例とされていました。</p> <p>先月28日に北海道立学校管理規則が一部改正され、道立学校の教職員の人事異動について、辞令を交付せず、今後は発令の通知を受けたときは、7日以内に赴任しなければならないとされました。</p> <p>また、この規則の運用では、発令日の前日、又は、前日が休みであれば、その前の勤務日に校長が異動する教職員に異動の発令を口頭で行い、発令を受けた教職員は、異動先の学校に赴任することができる取扱いとなりました。</p> <p>旭川市立学校の教職員の人事異動につきましては、今後も北海道教育委員会からの辞令は交付されるものの、北海道立学校の教職員と同様に、発令の通知を基に異動先の学校に赴任できるよう、旭川市立学校管理規則の一部を改正しようとするものです。</p> <p>また、北海道の規則改正を基に、校長の事務の引継ぎについて辞令の交付によらず、異動等があったときには、後任者に速やかに事務の引継ぎを行うよう改めるほか、必要な文言の整備も併せて行おうとするものです。</p> |
|           |  | <p>次に、議案第4号ですが、議案書の13ページからです。</p> <p>北海道立学校管理規則と併せて北海道立学校職員服務規程が先月28日に一部改正されたことから、これを基に赴任や事務の引継ぎなどに係る規定及びこれらに係る様式の文言を整備するため、旭川市立学校職員服務規程の一部を改正しようとするものです。</p>  |
| 教 育 長     |  | <p>議案第3号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第4号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>  |
|           |  | <p>北海道の規則が改正された背景というのはいくつかあります。</p>  |
| 林上学校教育部次長 |  | <p>元々は、辞令を受けたときは、7日以内に赴任しなければならないとされていましたが、実際には赴任する学校で辞令が交付されているということから、実態に合わせて改正されたようです。辞令ではなく口頭による発</p>  |

|             |             |             |  |
|-------------|-------------|-------------|--|
|             |             |             | <p>令の通知をもって赴任することができるよう、北海道立の学校では、規則や規程を改正し、対応するということですので、旭川市も同じように規則、規程を改正しようとするものでございます。</p>   |
| 教<br>各<br>教 | 育<br>委<br>育 | 長<br>員<br>長 | <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、議案第3号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第4号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>  |
| 各<br>教      | 委<br>育      | 員<br>長      | <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第3号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第4号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定します。</p> <p>次に、議案第5号「旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明願います。</p>   |
| 片岡学校教育部次長   |             |             | <p>議案第5号「旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明します。</p> <p>本案は、議案第1号で御審議、御決定いただきました旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に伴い、関係規定を整備するために、訓令を制定しようとするものでございます。</p> <p>主な改正内容でございますが、市立小・中学校に勤務し、給食調理の業務指導に従事する職員の所属を、学校教育部学校保健課に改めることとございます。</p>  |
| 教<br>各<br>教 | 育<br>委<br>育 | 長<br>員<br>長 | <p>議案第5号「旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、議案第5号「旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>   |
| 各<br>教      | 委<br>育      | 員<br>長      | <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第5号「旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定します。</p> <p>次に、議案第6号「旭川市教科書選定委員会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p>  |
| 田上学校教育部次長   |             |             | <p>議案第6号「旭川市教科書選定委員会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、説明します。</p> <p>旭川市教科書選定委員会条例施行規則の一部を改正する規則の制定につきましては、旭川市教科書選定委員会条例の一部を改正する条例が平成29年第1回定例市議会において3月24日に可決し、公布されたことに伴い、当該条例を運用する教育委員会規則の改正を行うものです。</p> <p>改正の要旨につきましては、委員会の名称を選定委員会から調査委員会に変更すること、また、条例で委任された調査委員の欠格条項を北海道教科用図書選定審議会委員の欠格条項に準じて規定するほか、文言等所要の改正を行うものです。</p> |
| 教<br>育      |             | 長           | <p>議案第6号「旭川市教科書選定委員会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>背景を簡単に説明してください。</p>  |
| 田上学校教育部次長   |             |             | <p>平成27年度に教科書発行者が検定申請本を教員に閲覧させたり、謝礼を支払うなどの事案があったことを受け、北海道教科用図書選定審議会委</p>   |

|             |             |   |  |
|-------------|-------------|---|--|
| 教<br>各<br>教 | 育<br>委<br>育 | 長 | 員の欠格条項が改正され、北海道教育委員会から市町村もこれに倣うようにとの通知がありましたので、選定委員の欠格条項を改正するものです。   |
|             |             | 員 | 他に御意見、御質問等がありますか。  |
| 各<br>教      | 委<br>育      | 長 | ありません。   |
|             |             | 員 | それでは、議案第6号「旭川市教科書選定委員会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。   |
| 片岡学校教育部次長   | 委<br>育      | 員 | 異議ありません。   |
|             |             | 長 | 「異議なし。」と認め、議案第6号「旭川市教科書選定委員会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。  |
| 片岡学校教育部次長   | 委<br>育      | 員 | 次に、議案第7号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に伴う勤務発令の特例に関する規程の制定について」、説明願います。  |
|             |             | 長 | 議案第7号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に伴う勤務発令の特例に関する規程の制定について」、説明します。  |
| 教<br>各<br>教 | 育<br>委<br>育 | 長 | 本案は、議案第1号で御審議、御決定いただきました旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に伴う勤務発令の特例を定めるために、訓令を制定しようとするものでございます。   |
|             |             | 員 | 内容といたしましては、学務課の学務係及び就学助成係並びに学校保健課の保健係及び給食係の係制を廃止し、スタッフ制とすることに伴い、当該規則の施行の際、議案第7号別表の左欄に掲げる職を命ぜられている者及び左欄に掲げる係に勤務を命ぜられている者につきましては、別に人事異動通知書を発せられない限り、それぞれ同欄に対応する右欄に掲げる職を命ぜられたもの及び右欄に掲げる課に勤務を命ぜられたものとするものでございます。 |
| 各<br>教      | 委<br>育      | 長 | 議案第7号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に伴う勤務発令の特例に関する規程の制定について」、御意見、御質問等がありますか。   |
|             |             | 員 | ありません。   |
| 各<br>教      | 委<br>育      | 長 | それでは、議案第7号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に伴う勤務発令の特例に関する規程の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。  |
|             |             | 員 | 異議ありません。   |
| 片岡学校教育部次長   | 委<br>育      | 長 | 「異議なし。」と認め、議案第7号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に伴う勤務発令の特例に関する規程の制定について」は、原案どおり決定します。   |
|             |             | 員 | 次に、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。  |
| 教<br>各<br>教 | 育<br>委<br>育 | 長 | 報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告します。  |
|             |             | 員 | 平成28年10月11日付け及び平成29年2月1日付けから平成29年3月1日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第3号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により報告するものであります。   |
| 教<br>各<br>教 | 育<br>委<br>育 | 長 | 内容といたしましては、事務局職員2名の退職、事務局職員1名の兼務発令及び臨時的任用職員11名の任用によるものでございます。  |
|             |             | 員 | 報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。   |
| 各<br>教      | 委<br>育      | 長 | ありません。   |
|             |             | 員 | それでは、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。   |

|        |        |        |   |
|--------|--------|--------|---|
| 各<br>教 | 委<br>育 | 員<br>長 | <p>異議ありません。<br/>「異議なし。」と認め、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。</p>   |
|        |        |        | <p>《 報告事項 》</p>   |
| 教      | 育      | 長      | <p>それでは、報告事項に入ります。<br/>報告事項（1）「平成29年度教育予算について」、報告願います。</p>  |
| 学      | 校      | 教      | <p>報告事項（1）「平成29年度教育予算について」、報告します。</p>   |
|        |        |        | <p>平成29年度教育予算につきましては、1月24日開催の平成29年1月定例教育委員会会議におきまして議決をいただき、市長に意見を申し出ておりましたが、2月7日の庁議におきまして、「平成29年度予算案」が決定され、3月24日に市議会の議決を得たところであります。</p>   |
|        |        |        | <p>まず、本市全体の一般会計予算の概要についてですが、平成29年度当初予算は、1,588億5千万円であり、対前年度比17億5千万円の増、率にして1.1%の増となっております。</p>  |
|        |        |        | <p>教育費全体の概要といたしましては、議案書28ページの「平成29年度教育予算概要」を御覧ください。</p>   |
|        |        |        | <p>市長部局である子育て支援部、総務部及び市民生活部が所管する予算を含めた「10款教育費」の総額は、86億8,718万1千円であり、対前年度比3億1,092万9千円の減、率にして3.5%の減となっております。このうち学校教育部所管分は58億6,716万9千円であり、対前年度比9,388万9千円の増、率にして1.6%の増となっております。また、社会教育部所管分は、13億7,821万5千円であり、対前年度比2億8,594万9千円の減、率にして17.2%の減となっております。</p>                |
|        |        |        | <p>学校教育部及び社会教育部を合わせた教育委員会予算といたしましては、72億4,538万4千円であり、対前年度比1億9,206万円の減、率にして2.6%の減となっております。</p>  |
|        |        |        | <p>次に、学校教育部の予算概要につきまして、御説明いたします。</p>  |
|        |        |        | <p>議案書29ページの「平成29年度学校教育部臨時事業一覧」を御覧ください。</p>   |
|        |        |        | <p>臨時事業につきましては、要求時から2事業減となりました52事業であり、当初予算額は要求額の35億1,161万3千円から、5億3,629万1千円減の29億7,532万2千円となっております。</p>   |
|        |        |        | <p>前回予算提案いたしました内容からの主な変更点などについて御説明いたします。</p>  |
|        |        |        | <p>まず、事業数が二つ減ったことについてでございます。</p>  |
|        |        |        | <p>1つ目は、旧北都中学校を解体するため要求しておりました中央中学校建設費1億9,612万円が、旧北都中学校の活用の可能性について、現在、庁内で検討中であることから、解体については、先送りすることとされたため、平成29年度事業から削除されております。なお、中央中学校建設費で要求しておりました旧北都中学校の解体設計費及びアスベスト調査費602万円につきましては、学校施設大規模改修費（中学校）で予算措置され、そのうち解体設計費は、旧北都中学校の解体が決定された場合、執行が認められることとなっております。</p> |
|        |        |        | <p>2つ目は、学校の建築物及び建築設備の定期点検業務を委託するため要求しておりました学校施設定期点検費911万円が、定期点検業務は学校施設課の職員が実施することとされたため、平成29年度事業から削除されております。</p>  |
|        |        |        | <p>学校の建築物及び建築設備の定期点検につきましては、例年、一級建築士等の資格を持つ者を臨時職員として一定期間任用し実施しておりました</p>  |

が、人材を確保することが困難となっていることから、平成29年度から定期点検業務を委託しようとして要求していたところでございます。なお、平成28年度の定期点検につきましては、人材を確保することができなかつたため、学校施設課の職員が実施したところでございます。

次に、要求額から減額となった主な事業についてでございます。

はじめに、学校施設大規模改修費（小学校）につきましては、学校施設の大規模改修を行うため9,898万円を要求しておりましたが、学校運営充実費が査定により4,679万円の減額とされたことから、学校運営充実費の減額分を復活する財源とするため、西神楽小学校のプール塗装工事1,310万円を先送りした結果、当初予算額は、要求額から1,310万円減の8,588万円となっております。なお、平成28年度予算から平成29年度に繰越しする事業費を合わせました事業費は、2億6,362万円となっております。

次に、旭川小学校増改築費につきましては、旭川小学校の校舎及び体育館の増改築工事等を行うため4億464万9千円を要求しておりましたが、より有利な市債を充当するため、事業費の一部を平成28年度予算へ前倒した結果、当初予算額は、要求額から1億1,951万9千円減の2億8,513万円となっております。なお、平成28年度から平成29年度に繰越しする事業費を合わせました事業費は、9億2,136万8千円となっております。

次に、学校運営充実費（小学校）及び学校運営充実費（中学校）につきましては、学校の教材や管理運営に係る備品等を整備するため、小学校費では2億8,044万円を、中学校費では1億7,383万7千円を要求しておりましたが、学校運営充実費は、「教育政策上、全校で計画的に整備するものと、各学校の裁量によるものを選別し、その区分に応じたより適正な予算措置と執行方法について、抜本的に見直すこと。」と市長から指示があり、査定段階では、小学校費、中学校費を合わせて4,679万円の減額査定となりましたが、部内各事業から財源を捻出した結果、当初予算額は、小学校費では、要求額から450万円減の2億7,594万円、中学校費では、要求額から429万円減の1億6,954万7千円となっております。

次に、食事環境整備費（小学校）につきましては、強化磁器食器を新たに小学校3校で導入するため1,582万3千円を要求しておりましたが、学校給食における食器については、「平成30年度からのPEN食器の導入に向けて、PEN食器の利便性、経済性、安全性の理解を得るような取組を進めること。」と市長から指示があり、平成29年度は強化磁器食器の導入校は1校とされた結果、当初予算額は、要求額から706万5千円減の875万8千円となっております。

次に、食事環境整備費（中学校）につきましては、平成31年度から供用開始となる東旭川学校給食共同調理所から給食の提供を受ける中学校2校の玄関改修工事を行うため1,727万1千円を要求しておりましたが、玄関改修工事は平成30年度、31年度に先送りされた結果、当初予算額は、要求額から1,385万円減の342万1千円となっております。

次に、特別支援教育推進費につきましては、特別支援教育補助指導員を11人増員するために1億1,940万6千円を要求しておりましたが、学校運営充実費が査定により4,679万円の減額とされたことから、学校運営充実費の減額分を復活する財源とするため、特別支援教育補助指導員の増員を1人減とする10人増員とした結果、当初予算額は、要求額から162万6千円減の1億1,778万円となっております。

最後に、施設改修事業についてでございます。

学校教育部といたしましては、給食施設を含む学校施設設備の改修費として、学校施設改修費（小学校）など6事業の合計3億4,298万1千円

を要求しておりましたが、結果といたしましては、要求額から1億7,045万7千円の大幅減となる1億7,252万4千円となっております。

学校施設のダムウェーターの改修や給食施設のエアコンの設置については、予算を確保できたものの、屋外非常階段の塗装工事やテニスコートの金網取替工事等につきましては、見送られております。なお、昨年度に引き続き、市有施設の維持管理及び地域雇用の維持などを目的として総合政策部で実施しております市有施設補修費、事業費5千万円を活用しながら、緊急性のある改修、修繕に充ててまいりたいと考えております。

以上、学校教育部所管予算に係る主な予算概要についての報告とさせていただきます。

社会教育部長

社会教育部の予算概要につきまして、前回予算提案いたしました内容からの主な変更点などについて御説明申し上げます。

臨時事業は要求時の34事業から3事業少ない31事業となっており、金額にして要求時の6億2,664万円から3億2,320万4千円減の3億343万6千円を計上しております。(新)文化会館整備調査費、要求額8,290万円を一つの事業として要求しており、既存事業である文化会館改修費へ統合されたことにより、1事業少なくなっております。神居古潭機関車保存費、博物館屋外展示物保全費の2事業は予算計上されませんでした。

臨時事業減額の主な要因といたしましては、施設改修事業が、要求額4億3,929万7千円に対し、予算計上額1億2,086万3千円となり、3億1,843万4千円の大幅な減額となったことが挙げられます。

施設改修事業につきましては、東鷹栖公民館の真空ヒーター更新工事、科学館のプラネタリウム棟屋上防水改修、大雪クリスタルホールの吸収式冷温水機の改修、中央図書館の空調設備更新・改修等、優先度、緊急度の高いものを中心に予算計上されており、神居古潭機関車保存費、博物館屋外展示物保全費の2事業は、予算化が見送られております。

そのほか、予算計上が見送られた改修、修繕につきましては、総合政策部所管の市有施設補修費、事業費5千万円を活用しながら、できる限り進めていきたいと考えております。

以上、社会教育部所管予算についての報告とさせていただきます。

教 育 長

報告事項(1)「平成29年度教育予算について」、御意見、御質問等がありますか。

各 委 員  
教 育 長

ありません。

それでは、報告事項(1)「平成29年度教育予算について」は、報告を受けたこととします。

片岡学校教育部次長

次に、報告事項(2)「平成28年度小中連携・一貫教育の推進に関するワーキンググループ報告書について」、報告願います。

報告事項(2)「平成28年度小中連携・一貫教育の推進に関するワーキンググループ報告書について」、報告します。

ワーキンググループについては、これまでの学校教育部や各学校の取組を踏まえ、小中連携・一貫教育の現状や今後の方向性について、部内で共通認識を図り、旭川市小中連携・一貫教育推進プランの策定に向けて、素案や取組内容などを検討するため、平成27年度に引き続き、各課の担当職員を構成員として、設置しました。今年度は昨年4月から今年2月までに計6回開催いたしました。昨年度もワーキンググループの報告書を作成しており、平成27年度の協議を基に平成28年度の検討事項を設定し、現状や課題、今後の方向性などについて、協議した内容を報告書としてまとめています。

配付資料の目次を御覧ください。旭川市小中連携・一貫教育推進プランに関連する事項、北海道教育委員会と協力して実施する事項、その他の三つの項目で整理しました。また、各項目の構成については、ワーキンググ

ループでの協議の流れに沿って、一つの 카테고리に関して、まず、検討事項を設け、現状、今後の方向性の三つの視点でまとめています。

特に、推進プランの作成につながった「平成27年度中学校区で一つやってみよう取組シート」等について、説明いたします。4ページを御覧ください。

全中学校区の小・中学校が、「平成27年度中学校区で一つやってみよう取組シート」を活用して、それぞれが課題を整理し、目標を設定した上で、取組を実践しており、児童が中学校入学に向けての意欲に高まりが見られたことや、教職員に小中連携の必要感が高まるなど、徐々に成果が現れてきている現状がありました。これらを踏まえ、「中学校区で一つやってみよう取組シート」の第2弾として、平成28年度は「9年間つなげてみよう教育活動シート」を活用して、小・中学校の9年間をつなげた様々な教育活動を展開しているところです。これまでの取組から、各小・中学校が、シートを活用しながら各課題の解決を図り、段階的に取組を推進することが重要であると考え、推進プランでは、PDCAマネジメントサイクルを確立できるようなシートを作成し、小中連携・一貫教育の着実な推進を図りたいと考えているところです。

平成28年度は、ワーキンググループの活動を通して、旭川小学校と旭川中学校のレイアウトの検討、小中連携・一貫教育推進研修会の実施、推進プランの策定に向けた取組などにつなげることができたと考えております。

平成29年度は、現在策定中の推進プランに基づいて、各学校において取組や体制づくりなどが行われることから、学校訪問を通じて、各学校の状況を把握するとともに、各課と情報を共有しながら、取組の推進や課題の解消を図り、小中連携・一貫教育を推進していきたいと考えております。

なお、20ページに構成員や検討の経過等を記載しております。

教 育 長  
杉 山 委 員

報告事項(2)「平成28年度小中連携・一貫教育の推進に関するワーキンググループ報告書について」、御意見、御質問等がありますか。

教 育 長  
片岡学校教育部次長

担当者以外の職員の意見も聞いているだけに、素晴らしい内容になっていると思います。ここに書かれている問題意識が、今後の方向性を具体化していくことになると思います。

教 育 長  
片岡学校教育部次長

誰もが気になることを論議しています。今後も同じような取組を進めていく予定でしたか。

教 育 長  
片岡学校教育部次長

いろいろな課題が整理できるので、平成29年度も取組を進めていきたいと思いますが、小中連携・一貫教育推進プランが策定されましたら、プランの中身というよりは、次期学校教育基本計画の中身に入っていけるように整理していきたいと思います。

教 育 長  
片岡学校教育部次長

ワーキンググループのメンバーには管理職の方は入っていませんね。課題の整理は一緒に進めています。具体的な中身については、管理職は入らずに進めています。

教 育 長  
片岡学校教育部次長

今後の方向性については、このメンバーの人たちの共通認識ではあるけれども、組織としての共通認識ではないということですか。

教 育 長  
片岡学校教育部次長

報告書の中身については、組織としてきちんと受け止めていますし、担当の職員が持ち帰って、各課で議論や協議をした上で次回の会議に持ち合うなど、調整をしております。

教 育 長  
片岡学校教育部次長

この報告書は一般の先生方にも配布しますか。  
先生方というよりは、学校教育部内の職員で共有したいと考えております。

教 育 長  
各 委 員  
教 育 長

解説書としては分かりやすいです。  
他に御意見、御質問等がありますか。  
ありません。

それでは、報告事項(2)「平成28年度小中連携・一貫教育の推進に関するワーキンググループ報告書について」は、報告を受けたこととします。

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 田上学校教育部次長                        | <p>次に、報告事項（４）「平成２８年度第２回教育奨励賞の決定について」、報告願います。</p> <p>報告事項（４）「平成２８年度第２回教育奨励賞の決定について」、報告します。</p>  |
| <p>教 育 長<br/>各 委 員<br/>教 育 長</p> | <p>旭川市教育奨励賞は、文化、スポーツの分野において優れた実績を挙げた小学校、中学校、高等学校の児童生徒又はその団体を、学校長の推薦に基づいて表彰しているものです。</p> <p>お手元に今年度第２回目の表彰者名簿をお配りしておりますが、今回は２団体、９個人を決定しております。</p> <p>贈呈式につきましては、教育委員会において平成２９年３月２８日に執り行い、表彰状及び記念品を授与いたしました。</p> <p>報告事項（４）「平成２８年度第２回教育奨励賞の決定について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（４）「平成２８年度第２回教育奨励賞の決定について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（５）「平成２９年度旭川市確かな学力育成プランについて」、報告願います。</p>  |
| 山川学校教育部次長                        | <p>報告事項（５）「平成２９年度旭川市確かな学力育成プランについて」、報告します。</p> <p>本プランは、本市児童生徒の確かな学力の育成に向け、学校や家庭・地域への支援など、教育委員会が推進している事業等について、これまで体系的にまとめたものがなかったことから、作成したものです。</p> <p>内容ですが、上段中央部には、本プランのベースとなる取組等を掲載しております。</p> <p>本年度も旭川市教育大綱の基本方針及び旭川市学校教育推進基本方針に基づき、全国学力・学習状況調査の結果や学校訪問等を通して、本市児童生徒の実態を把握し分析するとともに、教員等で構成する授業力向上プロジェクトチームの協力を得て、指導の改善策等を報告書としてまとめ、各学校や市民等に公表してまいります。</p> <p>また、各学校には、確かな学力の育成を図るための三つの指導のポイントとして、「授業改善」、「落ち着いた学習環境づくり」、「望ましい習慣づくり」を示し、各学校が児童生徒の実態に応じた取組を進めていただくための支援として、次年度は新たに、授業力向上研修会を実施するとともに、本年度作成した平成２８年度全国学力・学習状況調査結果報告書の活用を促すなど、各校の校内研修に指導主事を派遣し、指導・助言を行ってまいります。</p> <p>続きまして、外枠には、学校を支援する具体的な取組を、学校運営や児童生徒の学習活動等の視点ごとに掲載しております。</p> <p>左上には、学校運営を支援する取組を掲載しておりまして、新学習指導要領への対応として、９年間を見据えた教育課程の編成・実施、小学校道徳科の移行措置、小学校英語の教科化等に向けた取組など、学校の円滑な移行を支援するため、小学校道徳の教育課程編成の手引作成や、小学校教員英語研修会を実施してまいります。</p> <p>右上には教員の資質・能力の向上を支援する取組を掲載しております。小・中学校各２校を新たに指定し、引き続き、授業力向上実践研究推進事業を行い、教員の授業力向上を図ります。指定校には、新学習指導要領の全面実施に向け、「主体的・対話的で深い学び（いわゆるアクティブ・ラーニング）」の実現を図る授業改善や、プログラミング学習などに取り組んでいただき、その成果を市内各校に還元していただきます。</p> <p>中段中央部には児童生徒の学習活動を支援する取組を掲載しております。少人数学級編製の推進をはじめ、各課の事業等を一層推進してまいります。</p> |

|                     |   |
|---------------------|---|
|                     | <p>下段には家庭・地域との連携を支援する取組を掲載しております。学習習慣及び生活習慣の定着に向け、引き続き、「生活・学習A c t サミット」を開催するとともに、退職教員や学生ボランティア等の地域人材等の活用促進に取り組んでまいります。</p> <p>下段右側には、小中連携・一貫教育の取組を掲載しております。</p> <p>なお、本プランについては、本日の御報告の後、次年度4月10日の旭川市小中合同校長会議及び教頭会議において説明するとともに、各学校にデータを送付し、教職員一人一人に配付します。加えて、旭川市のホームページに掲載し、市民の方々にも周知を図ってまいります。</p> <p>平成29年度につきましても、本プランに基づき、各学校や家庭・地域の取組を支援し、本市の児童生徒の確かな学力の育成に努めてまいります。</p> |
| 教 育 長               | <p>報告事項(5)「平成29年度旭川市確かな学力育成プランについて」、御意見、御質問等がありますか。</p>   |
| 本 田 委 員             | <p>旭川市は中核市やほかの市町村と比べA L T が少ないようです。旭川市のように施策が多岐にわたる場合とほかの市町村とは環境が違ふと考えます。</p>   |
| 滝 山 委 員<br>山川学校教育部長 | <p>地域人材等の活用促進とは具体的にどういうことですか。学校向けに開設しているホームページに、人材リストをカテゴリーごとに分けて掲載し、子どもたちの指導に役立ててもらっています。</p>  |
| 滝 山 委 員<br>山川学校教育部長 | <p>参加できる個人や団体等をリストアップしているということですか。</p>  |
| 滝 山 委 員<br>山川学校教育部長 | <p>はい。そうです。毎年少しずつ増えています。</p>  |
| 教 育 長               | <p>その方たちは、授業や放課後などで活用されているのですか。</p>   |
| 教 育 長               | <p>そうですが、多くは、総合的な学習の時間での活用となっています。コミュニティ・スクールを進めるときに、先進都市などでは公民館などにそういう拠点を持って、地域の方が放課後に子どもたちと遊んだり勉強を教えたりする取組を行っているようです。そういう手法でコミュニティ・スクールを進めると、地域の力が使えるのではないかと思います。</p>   |
| 滝 山 委 員             | <p>経済的に困っている家庭があり、子どもの貧困がとても大きな問題になっています。全国的には6人に1人が子どもの貧困に該当するようです。北海道の場合は5人に1人、旭川市の場合は、もっと高いかもしれません。今、子育て支援部でそういった調査を進めているようなので、その結果を受けて、今後の施策について、市長部局と連携を図る一つの大きな分野になると思います。今後、クローズアップされていくと思います。</p>   |
| 教 育 長               | <p>新聞などを読んでいると、ほかの市町村では子どもたちに食事を出しているところもありますが、旭川市で取り組む場合は、教育委員会が担当になりますか。</p>  |
| 教 育 長               | <p>子育て支援部が担当になっていて、会場費などの補助金を出しています。日本財団の調査によると、子どもの貧困が連鎖すると、大きな社会的損失につながるようです。日本全体の経済問題でもあるし、教育問題、福祉問題でもあります。多岐にわたる分野において、総合的に取り組みながら、旭川市として子どもたちの確かな学力を向上させていかなければなりません。</p>  |
| 本 田 委 員             | <p>コミュニティ・スクールについては、今後に向けて研究が必要だと考えます。メリットとデメリットの調査研究をしっかりと行っていただき、導入についても急ぐことなく進めていただきたいと思います。</p>   |
| 教 育 長               | <p>モデル校的に進めることがいいのかと思います。</p>   |
| 本 田 委 員             | <p>小中連携とコミュニティ・スクールとの兼ね合いも出てくると思いますので、私たちもコミュニティ・スクールについては、内容的にそれがうまく機能し、子どもたちのために貢献できるのかどうかということを推し量る必要があると思います。</p>   |
| 教 育 長               | <p>先生方の負担が一番大きいです。</p>  |
| 本 田 委 員             | <p>校長の説明力が一層求められます。今日的課題としてしっかりと勉強して</p>  |

|            |  |
|------------|--|
| 教 育 長      | いかなければならないと思います。   |
| 本 田 委 員    | コミュニティ・スクールを導入したことによって学力が向上したという話を聞きます。社会に開かれた教育課程の考え方の大元にあるのがコミュニティ・スクールです。次期学習指導要領の根底の考え方にはまっています。   |
| 教 育 長      | 結果を見るよりも、経過を知りたいです。そこへたどり着くまでにどのような手立てや方策、又は課題があったのかというのは、なかなか知り得ないと思いますので、そこが公開されることが望ましいと思います。   |
| 各 委 員      | 地域の特性を生かしながら、無理やり進めることにならないよう旭川版のコミュニティ・スクールを模索していきたいと思います。  |
| 教 育 長      | 他に御意見、御質問等がありますか。  |
| 各 委 員      | ありません。   |
| 教 育 長      | それでは、報告事項（５）「平成２９年度旭川市確かな学力育成プランについて」は、報告を受けたこととします。   |
| 大河原学校教育部次長 | 次に、報告事項（６）「学校給食用食器検討懇話会報告書の受領について」、報告願います。   |
|            | 報告事項（６）「学校給食用食器検討懇話会報告書の受領について」、報告します。   |
|            | 平成２８年４月の定例教育委員会会議において、同懇話会の設置について報告させていただきましたが、この度、平成２９年２月２３日付けで報告書を受領いたしました。  |
|            | 同懇話会委員につきましては、小・中それぞれの校長・教頭各１名、栄養教諭３名、ＰＴＡ２名、調理現場を指導している学校保健課給食係の業務指導担当３名、学校保健課給食係の管理栄養士１名による計１３名の構成となっております。また、会議につきましては、平成２８年７月１２日から計４回開催し、今まで導入を進めてきた強化磁器食器に替わる食器について検討を進めたものでございます。                   |
|            | 報告書のまとめといたしましては、強化磁器食器に替わりＰＥＮ食器を導入することが望ましいとされました。ＰＥＮ食器とはポリエチレンナフタレート樹脂製の食器で、学校給食において強化磁器食器を上回る導入が進んでおります。また、ＰＥＮは食器以外にも、容器包装など既に国内外で使用されております。その安全性につきましては、７ページに掲載されております。                               |
|            | 同懇話会での検討の概要といたしましては、まず、強化磁器食器から別な食器に切り替えるべきかを検討するため、強化磁器食器のメリットやデメリットの評価を行い、次に、他の材質との比較において、安全性・食育面・重さや耐久性などの運用面・年間コスト等について検討し、他都市の状況も参考にＰＥＮ食器が良いとの意見になりました。さらには、ＰＥＮ食器への切替えを進めるに当たっての要望や意見についてもまとめてあります。 |
|            | 今後は、平成２９年度にＰＥＮ食器導入に関しての方向性を出したいと考えております。そのため、まず、４月の教育委員会協議会において、この報告書を踏まえてＰＥＮ食器を導入することの可否及びその方法について御協議いただきたいと考えております。  |
| 教 育 長      | 報告事項（６）「学校給食用食器検討懇話会報告書の受領について」、御意見、御質問等がありますか。  |
| 近 藤 委 員    | 皆さんＰＥＮ食器を見たことがありますか。   |
| 滝 山 委 員    | ＰＥＮ食器かどうかを意識して食器を見たことはありません。   |
| 大河原学校教育部次長 | 普通に売っていますよね。   |
|            | 市販で出回っているものは、ＰＥＮ食器が多いと思います。安全性が高いということで強化磁器食器を使ってきましたが、重さがあるので、小学校の低学年では運搬などで支障を来しているという声が現場から上がって   |

|  |  |
|--|--|
| <p>教 育 長<br/>大河原学校教育部次長<br/>教 育 長<br/>大河原学校教育部次長</p> | <p>おります。<br/>破損率はどのくらいでしたか。<br/>一番破損率が高いものと17%ぐらいあります。<br/>知らないうちに割れ、異物が混入することもあります。<br/>食器が割れて、その破片が給食に入った可能性があるということで、給食が提供されなかったということもありました。</p>  |
| <p>教 育 長<br/>各 委 員<br/>教 育 長</p>                     | <p>他に御意見、御質問等がありますか。<br/>ありません。<br/>それでは、報告事項（6）「学校給食用食器検討懇話会報告書の受領について」は、報告を受けたこととします。</p>  |
| <p>文化振興課長</p>  | <p>次に、報告事項（7）「第1回井上靖記念文化賞の受賞者について」、報告願います。<br/>報告事項（7）「第1回井上靖記念文化賞の受賞者について」、報告します。<br/>3月4日に選考委員会を開催し、第1回目の受賞者として、六花亭製菓株式会社元社長の小田豊氏と世田谷文学館館長の菅野昭正氏の2名が選ばれました。<br/>小田氏の受賞理由につきましては、「食文化と芸術全般にわたる振興と寄与に対して」でありまして、美術館や作品館を開設したほか、メセナ活動など、地域の文化振興に貢献されております。<br/>菅野氏の受賞理由につきましては、「長年にわたる文学的業績と世田谷文学館における企画運営に対して」でありまして、現代フランス文学の翻訳を多数されているほか、文学館において、館長御自身の企画・運営による連続講座を開催されております。<br/>第1回井上靖記念文化賞募集要領では、大賞を1件、特別賞を若干数としていたところではありますが、選考委員会で協議した結果、大賞を2名とし、特別賞は該当なしと決定いたしました。<br/>贈呈式につきましては、5月20日午後3時から、旭川グランドホテルにおいて行います。なお、受賞式後には、受賞者を囲んで祝賀会を行います。案内につきましては、後日、送付させていただきますので、よろしくお願いたします。</p> |
| <p>教 育 長<br/>各 委 員<br/>教 育 長</p>                     | <p>報告事項（7）「第1回井上靖記念文化賞の受賞者について」、御意見、御質問等がありますか。<br/>ありません。<br/>それでは、報告事項（7）「第1回井上靖記念文化賞の受賞者について」は、報告を受けたこととします。</p>  |
| <p>片岡学校教育部次長</p>                                     | <p>次に、報告事項（8）「旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、報告願います。<br/>報告事項（8）「旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、報告します。<br/>本件は、平成29年第1回定例市議会において議案として提出され、3月24日に議決されましたので、御報告申し上げます。<br/>その内容につきましては、平成29年度における市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給与月額の特例を定めようとするものであり、教育長におきましては引き続き、本来の給料月額からその100分の9に当たる額を減じるものでございます。</p>   |
| <p>教 育 長<br/>各 委 員<br/>教 育 長</p>                     | <p>報告事項（8）「旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、御意見、御質問等がありますか。<br/>ありません。<br/>それでは、報告事項（8）「旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、報告を受けたこととします。</p>  |

《 そ の 他 》

教 育 長  
各 委 員  
事 務 局 職 員

他に、何かありますか。  
ありません。  
ありません。

《 秘 密 会 》

教 育 長

ここからは、秘密会といたします。

**【以下，非公開】**